

連 盟 規 約  
大 会 規 程



全大阪女子キックベースボール連盟

# 第 1 章 総 則

## 第 1 条 【名 称】

本会は全大阪女子キックベースボール連盟と称する。

## 第 2 条 【所在地】

本会の本部を会長宅に設置し、事務所を事務局長宅におく。

## 第 3 条 【連盟の構成】

- 1 本会に加盟を希望する、大阪府下において活動する社会教育団体（子供会、連合子供会等）、スポーツ団体（クラブ、スポーツ少年団等）又、本会目的に賛同する個人を以って構成する。
- 2 加盟については、役員会に計り決定する。

# 第 2 章 目的と事業

## 第 4 条 【目 的】

本会は、キックベースボールを通じて、スポーツの醍醐味と爽やかさを追求すると共に、親睦・交流の輪を拓き、全員が協力してキックベースボールの発展に寄与することを目的とする。

## 第 5 条 【事 業】

前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 大会を開催する。
2. 指導者、育成者養成のため研修会や講習会を開催する。
3. 連盟に関する資料及び、広報紙の発刊。

4. 関係機関、各種団体との諸連絡および提携。
5. その他、本会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 会員の権利と義務

### 第6条 【権利及び平等権】

※ 会員は、次の権利をもつ。

1. 本会主催の全ての大会、行事に参加する権利及び、均等の取り扱いを受ける権利。

※ 成人指導者は、次の権利をもつ。

2. 総会において、役員を選挙し、又は、役員に選挙される権利。
3. 機関の執行について、総会において意見を述べる権利。

### 第7条 【責任と利益】

会員は等しく第5条に規定された諸事業の、正常なる運営に協力する責任を負い、共にそれによる利益を得る。

### 第8条 【義務】

会員は等しく次の義務を負う。

規約及び機関の決議を遵守する義務。

連盟の統制維持に努める義務。

規約第6章、第25条に定められた会費を納付する義務。

成人指導者は、会議に出席し、決議に参加する義務。

団体単位で、安全保険に加入する義務。

## 第4章 役員と委員

### 第9条 【役員及び、委員の種類と員数】

本会に、次の通り役員と委員を置く。

#### 『役員』

会 長 : 1 名、 会 計 監 査 : 2 名、 事務局副次長 : 若干名

会 長 代 行 : 1 名、 事務局次長 : 若干名、 審判部副部長 : 若干名

副 会 長 : 若干名、 審 判 部 長 : 1 名、 広報部副部長 : 若干名

事 務 局 長 : 1 名、 広 報 部 長 : 1 名、 管理部副部長 : 若干名

会 計 : 1 名、 管 理 部 長 : 1 名、

#### 『委員』

1. 各部の委員は部長又は役員の推薦により選出する。
2. 審判委員は連盟主催の審判員認定試験合格者から選出する。

### 第10条 【役員及び、委員の職務と権限】

1. 会長は、連盟の業務を総理し、連盟を代表する。
2. 会長代行は、会長の業務を代行する。
3. 副会長は、会長（会長代行）を補佐し、不在時はその職務を代行する。
4. 事務局長は、連盟の事務を掌理し、会長を補佐し、会長（会長代行）、副会長不在の時は、その職務を代行する。
5. 事務局次長は、連盟事務局を運営し、事務局長を補佐し、事務局長不在のときは、その職務を代行する。

6. 事務局副次長は、事務局次長を補佐し、事務局次長不在のときはその職務を代行する。
7. 会計は会計業務を司る。
8. 広報部長は、連盟の啓発宣伝と、資料に関する事項および広報紙を発行する。
9. 広報副部長は、広報部長を補佐し、広報部長不在のときはその職務を代行する。
10. 審判部長は、ルールに関する事項、及び大会の審判に関する一切を担当し、審判員養成のための実技講習会を受持つ。
11. 審判副部長は、審判部長を補佐し、審判部長不在のときは連帯してその職務を代行する。
12. 管理部長は連盟の資材を管理し、副部長はこれを補佐する。
13. 広報委員は連盟の広報を担当し、広報部に協力する。
14. 審判委員は連盟主催の大会の審判部に協力する。
15. 事務局委員は連盟事務局長に協力し、加盟団体間の連絡及び調整などを円滑に行う。
16. 会計監査は、会計内容を監査する。

## **第 11 条 【役員を選出】**

役員は、定期総会において、総会に出席の代議員の直接記名若しくは無記名投票によって、本会の成人指導者の中より選出することを原則とする。但し、選出委員会に複数の役員立候補がなく、選出委員会推薦による役員選出動議が総会で可決された場合は、投票による選出法を必要としない。  
(選出委員会は、役員 2 名 委員 4 名で構成し、役員会が委嘱する。)

## **第 12 条 【役員及び委員の任期】**

役員及び委員の任期は 2 年とし、定期総会で改選する。但し、再任を妨げない。

欠員の補充又は、増員によって就任した役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。役員及び委員は、任期が終わっても、新任者が就任するまでその任務を解かれない。

### **第 13 条 【就任拒否の禁止】**

第 11 条に基づき選出された役員は、正当且つ止むを得ない事由ありと総会で承認された時でなければ、役員就任を拒むことは出来ない

### **第 14 条 【役員及び委員の解任と辞任】**

役員及び委員は、次の各項に該当する場合のほかは、任期途中に於いて辞任する事が出来ない。又解任されることがない。

1. 本会の会員でなくなったとき。
2. 本会の体面を著しく阻害し、連盟に迷惑を及ぼしたとき。
3. 疾病、その他やむを得ない事由により、本人より任務を継続しがたい申し出があり、総会又は役員会で承認したとき。
4. 役員及び委員総数の 3 分の 1 以上の連署によって、その代表者から役員及び委員の解任の為の委員会招集の請求があり、出席総数 2 分の 1 以上の多数が解任の決議をしたとき。

## **第 5 章 機 関**

### **〈第 1 節 決議機関〉**

### **第 15 条 【総会・役員会・及び委員会】**

1. 総会は、連盟の最高機関であって、役員、委員及び加盟団体代表者 1 名を以て構成する。
2. 四役会は（会長、会長代行、副会長、事務局長、会計）を以て構成する。

3. 役員会は、会長、会長代行、副会長、事務局長、会計、会計監査、相談役を以て構成する。
4. 部長会は、事務局次長と各部の長を持って構成する。
5. 委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、役員以下の各部委員を以て、構成する。

#### **第16条 【年次総会】**

年次総会は、毎年4月下旬～5月中旬に会長が招集する。

#### **第17条 【臨時総会】**

臨時総会は、次の場合に会長が招集する。

1. 会長又は会長代行が必要ありと認めたとき。
2. 役員会又は、委員会に於いて、総会招集の決議がなされたとき。
3. 加盟団体代表者の3分の1以上から、会議の目的事項を示して総会招集の請求があったとき。
4. 会計監査より、総会招集の請求があったとき。

#### **第18条 【総会の決議事項】**

総会に付議決定すべき事項は次のとおりとする。

1. 役員及び委員の選出に関する件。
2. 規約の改廃に関する件。
3. 予算と決算に関する件。
4. 事業計画に関する件。
5. その他、重要案件に関する件。

## 第 19 条 【総会の成立及び議決】

総会は、代議員（加盟団体代表者又はその代理）の 3 分の 2 以上の出席がなければ成立しない。決議は出席代議員の 2 分の 1 以上の賛成を要し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。総会の議長は総会の都度、出席代議員の中から選出する。代議員が止むを得ない事情で総会を欠席するときに限り委任状を認める。委任状に議決権はない。四役が代議員になることは出来ない。又総会に於ける議決権を持たない。

## 第 20 条 【総会の記録】

事務局は総会の都度、総会の書記を 2 名選任し、総会の認証を得たうえで総会議事録の任にあたらせねばならない。議事録は大切に保存し、会員より請求あった場合は、これを自由に閲覧させねばならない。

## 〈第 2 節 執行機関〉

### 第 21 条 【委員会招集の手続き】

委員会は次の場合、事務局長が速やかに招集しなければならない。

1. 事務局長が緊急に必要ありと認めたとき。
2. 役員会において、委員会招集の決議がなされたとき。
3. 総委員の 3 分の 1 以上から、委員会招集の請求があったとき。

### 第 22 条 【委員会の決議事項】

1. 大会開催に関する事項。
2. 総会の委託事項。
3. 規約に基づく事項。
4. その他、重要業務又は、緊急を要する事項。



### 第 23 条 【委員会の議事手続き】

1. 委員会は、総委員の 3 分の 2 以上の出席を以て成立し、議長は事務局長がその任務にあたる。欠席の場合はその都度選出する。
2. 決議は、出席委員の過半数の賛成を要し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。但し、委任出席の場合は議決権はない。
3. 委員会での決定事項は、次回総会に報告し、承認を得なければならない。

## 第 6 章 会 計

### 第 24 条 【会 計】

本会の会計は、新規加盟団体の加盟費、加盟登録済み団体の年度会費、臨時会費および寄付金（祝儀を含む）等を以ってこれに充てる。但し、寄付金等については、その都度又は事後に役員会の承認を得なければならない。

### 第 25 条 【加盟費と年度会費】

1. 本会に、新しく加盟する団体は加盟費を納入しなければならない。
2. 新規加盟団体および、加盟登録済団体は年度毎に、加盟費とは別に年度会費を納入しなければならない。加盟登録済団体の、年度会費納入期限は 4 月末日とし、期限を過ぎた場合は、新規団体扱いとする。名称変更も新規団体扱いとする。
3. 加盟費 ¥ 3, 0 0 0 円とする。年度会費 ¥ 5, 0 0 0 円とする。
4. 必要、止むを得ない時は、委員会の議を経て、臨時に会費を徴収することがある。

## **第 26 条 【会費等の返還禁止】**

本会に納入済みの加盟費、年度会費、大会参加費及び臨時会費はいかなる時でも返却しない。

## **第 27 条 【帳簿の閲覧】**

財産目録及び会計簿は常に整理して、何時でも会員の申立てにより、閲覧させなければならない。

## **第 28 条 【資産の管理及び処分】**

本会の資産管理及び処分は、総会の決議を経て役員会が行い、その責任を負う。

## **第 29 条 【決算報告】**

本会の決算は、会計年度毎に、会計監査の正確である事の証明書と共に毎年総会に報告して承認を受けなければならない。

## **第 30 条 【会計年度】**

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。

## **第 31 条 【会計監査】**

会計監査は、本会の会計内容を年 1 回以上監査する。

1. 会計上の不当、不正の事実があった場合は、速やかに臨時総会開催を請求し、これを報告しなければならない。
2. 会計監査は、会計関係の審議の場合には、総ての会議で発言権を持つ。
3. 会計監査は、他の役職を兼任することが出来ない。

## 第 7 章 付 則

### 第 32 条 【規約の改廃】

本規約の改廃は、総会に於いて出席代議員の 2 分の 1 以上の賛成がなければ改廃する事が出来ない。

### 第 33 条 【規約の解釈及び規定の委譲】

本規約施行について、解釈の疑義が生じた場合は、役員会に於いて審議決定する。又、施行に付いて必要な事項は、本規約の原則に基づき、四役会の議を経て細則でこれを定める。

### 第 34 条 【施行期日】

本規約は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

## 第 8 章 細 則

### 第 35 条 【加盟基準】

本会に新規加入する団体に付いての審査基準は、つぎの通りとする。

1. 社会教育団体（子供会、連合子供会、育成会）スポーツ団体（スポーツ少年団、クラブ等）で世話役（成人指導者、成人育成者）が 3 名以上がいること。
2. 団体単位で、スポーツ安全保険に加入していること。
3. 一団体は女子児童及び女子中学生に限る。
4. 指導者の 2 名以上が、本会主催の「規則、審判員講習会」を受講すること。
5. 基準に達しない団体については、役員会に計り決定する。

### 第 36 条 【相談役】と【顧問】

本会に相談役と専門部に顧問を置くことが出来る。

1. 相談役・顧問は、会長が必要に応じて認承出来る。
2. 顧問は、総会など会議に出席して意見を述べることが出来ない。

### 第 37 条 【専門部会】

各専門部の会議は、必要時に各部の長が招集し、協議決定事項は事後、役員会に報告しなければならない。

- イ、事務局部会 事務局長・次長・副次長・委員
- ロ、審判部会 部長・副部長・委員・部員
- ハ、広報部会 部長・副部長・委員・部員
- ニ、管理部会 部長・副部長・委員・部員
- ホ、部長会 事務局次長・各部長

会長、会長代行、副会長及び事務局長はその職務遂行上必要に応じて、各部の長の要請により出席する。

### 第 38 条 【表彰】

加盟団体で、本会の事業に関し、著しく功績のあったものは委員会で討議し、これを表彰する。

### 第 39 条 【懲罰】

加盟団体が、規約又は総会の決議に違反し、本会の統制を乱し連盟の名誉を傷付ける行為をした時、又は正当な理由なく本会に対する債務を滞納した時は、委員会で審議する。

## 第 40 条 【安全保険】

規約第 8 条、第 5 項の安全保険とは、次の保険等をいう。

1. スポーツ安全協会傷害保険
2. ボランティア活動等行事保険
3. 全国子供会安全会、大阪こども会安全会、  
大阪市みおつくし親子安全互助会等
4. 民間会社の短期保険（1 日保険）

平成元年 5 月 改定                      平成 10 年 5 月 改定

平成 3 年 5 月 改定                      平成 11 年 4 月 改定

平成 5 年 5 月 改定                      平成 13 年 4 月 改定

平成 7 年 5 月 改定                      平成 26 年 4 月 改定

平成 9 年 5 月 改定

# 大会規程

## 1. 【大会の種類】

大会は原則として、毎年「夏季大会」「秋季大会」「卒業記念大会」の3回とするが役員会に於いてこれを変更することもある。別に役員会の決議を得れば、特別の記念大会を開催できる。

## 2. 【大会の会場及び期日】

大会の会場及び期日は、事務局長が提案し、運営委員会で承認する。

## 3. 【大会の運営】

大会の運営は、次の大会役員が協力してその任にあたる。

イ 大会会長	……	連盟会長	又は会長代行
ロ 大会副会長	……	連盟副会長	
ハ 運営委員長	……	連盟事務局長	
ニ 大会会計	……	連盟会計	
ホ 審判長	……	連盟審判部長	
へ 広報長	……	連盟広報部長	
ト 備品管理長	……	連盟管理部長	
チ 運営担当者	……	加盟団体より運営委員長が選任	
リ コート責任者	……	適任者を審判部長又は事務局長が選任	

## 4. 【大会参加の案内と参加申込み】

大会参加の案内は、連盟の会長名で各団体宛に大会開催日の約50日前に通知する事とする。大会参加希望者は連盟より配布された所定の参加申込書を3部、締切日必着で連盟事務局宛に提出しなければならない。

※ 締切日に間に合わない申込書は無効とする。

※ 申込書は参加資格に合致したもので正確に記入しなければならない。

## 5. 【参加資格及びチームの編成】

本会に加盟登録済みの団体チーム及び大会運営委員会が認めたチームとする。

- イ チーム編成メンバーはいかなる場合も二つのチームに重複することは出来ない。
- ロ 小学生クラスは原則として3年生～6年生で編成しなければならない。但し2年生以下はチーム責任の大前提で運営委員会が承認する。
- ハ 中学生クラスは1年生～3年生で編成しなければならない。
- ニ レディースクラスは中学生以上とし、20歳未満の人数は5名以内でなければならない。
- ホ チーム編成は原則1チーム1校下とするが、選手数が11名未満のチームは役員会において承認されれば複数校下での編成を認める。複数校下でのチーム編成は選手不足を補うものでチーム強化等の目的でチーム編成をしてはならない。
- ヘ 非加盟団体チームは別途定めた基準に従いこれを認める。

#### 6. 【義務審判】

大会運営上、各チーム共2名の審判員協力が義務付けられる。審判員は、年度中に行なわれる連盟主催の審判講習会を受講した審判員有資格者でなければならない。但し、審判委員会が妥当と認めた場合はこの限りではない。

#### 7. 【記録員】

原則として、義務審判協力のチームより、1ゲームに1名を出し、記録、得点表の任にあたる。

#### 8. 【参加申込書の訂正】

参加申込書提出が大会開催日の約1ヶ月前のため、申込書の1部変更、訂正は大会当日に会場受付で行うこと。

#### 9. 【メンバー表】

規定のメンバー表を書き、申込書と合致を確認し、3枚を試合開始10分前までにコート責任者へ提出しておくこと。

#### 10. 【背番号】

チームのキャプテンを10番とし、以下同一チームに同一の背番号が無い限り自由とするが1番～25番以内が好ましい。

11. 【競技時間の短縮】

大会開催の季節、参加チーム数、試合形式、天候などの条件から、50分の競技時間を25分～45分に短縮する場合がある。

12. 【競技規則】

前述の規定の他、競技場の特別ルール以外は日本フットベースボール協会発行（ルールブック）の最新全国共通ルールを摘要する。

13. 【組み合わせ】

大会の組み合わせは、組み合わせ抽選会により決定する。同一チームより複数チームが、又、地域で複数チームが参加している場合にかぎり、1回戦で対戦せぬよう配慮される。但し、連盟加盟チームは選手宣誓の権利を有するのでシードはされない。（抽選会欠席チームは選手宣誓の権利を失う）。その他のシードは運営委員会においての承認事項とする。

14. 【失格と没収】

出場メンバーに不正があるときは、其のチームを失格とし、出場を認めない。又、試合中若しくは試合終了後に不正が発覚した時は、大会本部の協議により没収ゲームを宣言することがある。この場合、相手チームは必ず勝者の扱いを受ける。

15. 【表彰】

- イ 3位までを表彰する。
- ロ その他

16. 【事故】

行事中の事故又は周辺での事故については、主催者においてその責任を一切負わない。

17. 【会場準備】

大会役員、運営委員は決められた時間に会場に、準備に当たらねばならない。但し、運営委員会が認めたチームについてはこの限りではない。

18. 【会場の後始末】

ゴミは、各チームで始末すること。使用設備、備品の後片付けのため、決められたチームより1名以上は大会終了時まで会場に残ること。



19. 【雨 天】

雨天で大会の決行が危ぶまれる場合は、運営委員集合時間に団体の代表者が会場で協議の上、決行、中止、又は順延かを決定する。

改定 平成26年4月